

《会計・税務の知識》(税制改正特集)NISA 制度の見直し

はじめに

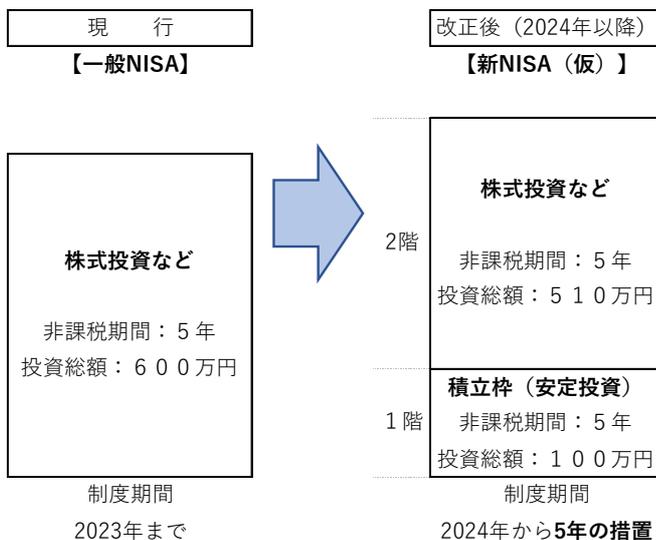
2019年度の税制改正大綱ではNISA口座を開設できる年齢の引下げが決定されましたが、今年度の税制改正大綱でも制度の拡充が図られます。主に投資期限の延長を柱とするものですが、仕組みがやや複雑なので図を交えてご紹介いたします。

1. 一般NISA 口座開設可能期間の延長と2階建ての制度に見直し

現行の一般NISAの設定期間の終了に合わせ、2024年以降に非課税期間を5年間とする特定非課税累積投資契約(仮称)を創設する。従来通りつみたてNISAとの選択適用が可能である。

新NISA制度は、1階部分と2階部分の2段階で構成される。1階部分は、従来の「つみたてNISA」と同じ考え方の枠で、年間20万円を金融庁が選定した投資信託等で運用できる。非課税期間の5年で最大100万円を積み立てることが可能だ。2階部分が、これまでの一般NISAの考え方を受け継いだ部分だ。年間102万円までの投資が可能で、合計510万円まで非課税枠で投資できる。原則として1階部分で投資した場合に限り、2階部分でも投資できるとされている。

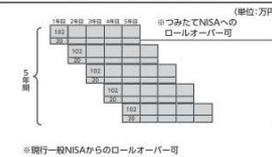
取引損失が発生した場合は現行のNISAと同様、他の口座の利益や配当等との通算や、3年間の繰越はできません。



2. つみたてNISA 非課税期間の延長

20~40歳代の利用を想定した「つみたてNISA」は、年40万円の投資を上限に2018~2037年の最長20年間(投資総額800万円)、投資信託の配当や売却益が非課税となる制度。積み立て開始が遅くなるほど非課税の恩恵が減る不公平感が指摘されていたため、制度期間を2024年まで5年延長し、当面20年の投資期間を確保します。

【改正案のNISA制度】

	新NISA(仮称)	つみたてNISA
年間の投資上限額	二階 102万円 一階 20万円 (原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる)	40万円
非課税期間	二階 5年間 一階 5年間 (一階部分は終了後に「つみたてNISA」に移行可能)	20年間
口座開設可能期間	令和6年(2024年)~令和10年(2028年) (5年間)	平成30年(2018年)~令和24年(2042年) (令和5年まで20年間の積立確保)
投資対象商品	二階 上場株式・公募株式投資信託等(注) 一階 つみたてNISAと同様 (例外として、併存の投資信託がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない)	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣府が告示で定める要件を満たしたものに限る)
投資方法	二階 制限なし 一階 つみたてNISAと同様	契約に基づき、定額かつ継続的な方法で投資
制度イメージ		

(注) 高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。

(出典：「令和2年度税制改正(案)のポイント」財務省)

3. ジュニアNISA 制度の終了

未成年を対象としたジュニアNISAについては利用実績が乏しいことから新規の口座開設を現行法の規定通り2023年までとし制度の延長は行わないことになりました。

おわりに

人生100年時代を迎え、高齢期における就労の拡大や働き方の多様化に対応すべく、家計の安定的な資産形成を促進することが今回の改正の目的とされており。

余談ですが、今年の干支である子(ネズミ)年の相場格言は「繁栄」だそうです。相場については今後どうなるかはわかりませんが、資産運用を始めようと思っている方には良いタイミングかもしれませんね。

(担当：和田)